

建物所有者・管理者、調査者・検査者の皆様へ

令和7年7月1日から 定期報告制度の調査・検査内容が 見直されます

国土交通省の告示が改正され、令和7年7月1日から、定期報告制度の調査・検査内容が見直されます。詳細は国土交通省ホームページに掲載されていますのでご確認ください。

浜松市改正方針について

- ・浜松市では、国の制度の見直しに伴い、定期報告に係る浜松市建築基準法細則を改正し、令和7年7月1日に施行します。
- ・常時閉鎖式防火扉について、浜松市では、従来のとおり特定建築物定期調査の対象とし、防火設備定期検査では報告を求めないこととします。

■特定建築物	・「常時閉鎖式防火扉」について、従来のとおり特定建築物定期調査による報告を求める。 ・その他国の改正のとおり。
■防火設備	・「常時閉鎖式防火扉」について、防火設備定期検査による報告を求めない。 ・その他国の改正のとおり。
■建築設備	・国の改正のとおり。

定期報告の調査・検査結果表の様式の変更について

定期報告関係告示及び浜松市建築基準法施行細則の一部の改正に伴い、定期報告の調査、検査結果表の様式が変更されます。

※変更後の様式は浜松市のホームページからダウンロードできます。
(浜松市ホームページ→手続き・くらし→建築確認申請等→建築関係申請様式)

報告先、お問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市 都市整備部 建築行政課 建築安全グループ
TEL 053-457-2473 FAX 050-3730-5234 E-mail:kensido@city.hamamatsu.shizuoka.jp